

後期第5問

CはXから賭博の資金を借り入れるにあたり、友人Aから許可され使用していたA名義のクレジットカードを担保として交付した。それによりXは同カードの使用を名義人Aが許可し、Aにおいてその決済がなされるものと誤信するに至った。しかし、AとXは面識が無く、AはC以外のものが同カードを使用することを許可する意思はなかった。またCは同カードを利用した際は、利用代金をAに手渡し、または指定口座に振り込むなどして支払っていたが、Xはこの事実を知らされていなかった。

そしてXは同カードを引き渡されてから2日後に、同カードの加盟店であるガソリンスタンドBの従業員Yに対して、A本人になりすまし、カードの利用料金を払う意思がないにもかかわらず、この意思があるかのごとく装い、同カードを提示して給油を申し込んだ。それにより、YはXをAと誤信してガソリンを給油した。

なお、B店の規則では名義人以外の者が使用した場合にはクレジットカードによる生産に応じないこととされており、加盟店規約上、B店にはカードの利用者が本人であることを善良者の注意を持って確認することが定められていた。また同カードには会員規則として、名義人本人のみの使用が認められていること、他人に譲渡、貸与、質入れ等をしてはならないことが定められていた。

Xの罪責を述べよ。

参考判例:最高裁第2小法廷平成16年2月9日決定